

◎新潟県告示第452号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和7年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
令和7年3月14日	山下 寛	第10114号	死亡